

# JR東逗子駅前用地活用事業 基本計画の策定に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和6年2月14日(水)～3月14日(木)
2. 意見の数 24件
3. 意見提出人数8人(郵送2人、FAX0人、メール0人、フォーム5人、持参1人)
4. 意見内容の概要

区分	件数
整備する施設の機能について	10件
集約・複合化する公共施設について	7件
整備する施設の管理・運営について	4件
周辺環境について	1件
土地の利用について	1件
交通について	1件
合計	24件

## 5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	3件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	14件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	6件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	1件
合計		24件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	採否の理由
整備する施設の機能について	1	誰もが使える飲食交流スペースは良いと思った。若者(小中学校、高等学校が近くにある)の居場所になれば良いと思う。	□	賑わいや自然な交流を促す場所となるよう基本設計で検討いたします。
	2	p.87 13.今後の課題 13-1施設整備の精査に関する事項 (4)防災・防犯対策の精査を以下のとおりに変更(下線部分を追記)することを提案する。 「災害時の防災拠点の代替施設や風水害時の早期避難所として停電時、本施設に備えるべき機能と整備内容を検討します。」 【提案理由】 p.45 (6)防災機能 ①防災対策本部機能に本施設は「災害時には災害対策本部の代替施設として使用できるよう」にすることが記載されている。 従って、上記のとおり、本施設は風水害時の早期避難場所であるのみならず、災害時の防災拠点の代替施設として、停電時に備えるべき機能と整備内容を検討することを明記すべきと考える。	□	p.45 5-3導入機能の内容 (6)防災機能 ①防災対策本部機能において、「災害時には災害対策本部の代替施設として使用できるよう、多目的室や会議室を使用できる配置・設備とします」と記載しています。 また、検討すべき機能と整備内容は停電時に限るものではないため、追記は不要と考えます。
	3	・図書館機能の不足  基本計画(案)⑤ 計画条件の整理 図書館機能 の中に ①書架スペース ②閲覧スペース ③分室受付カウンター と機能が羅列してあるが、現在の沼間分室にある、「子どもの絵本の部屋」が記載されておらず、子どもの絵本の部屋がなくなることが、⑦配置計画(案)から、面積の都合上、予測される。 返子図書館でも、1階の子どもの読書スペースに、高齢者が新聞を読むなど利用をし、子育て世代は、子どもの声や動きなどに気を使い、すでに使いづらいと感じている人が多い。高齢者・大人の読書スペースと子どもの読書・読み聞かせスペースはしっかり区切らないと、お互いに使いづらい。 図書館沼間分室には、引き続き、子どもが気兼ねなく本を読めるスペース・小上がりスペースを確保してもらいたい。 子どもの読書スペースと、大人の閲覧スペースと、明確な区切りを設け、それぞれの世代が衝突することなく利用できるよう取り計らいが重要と考える。	□	p.43 5-3導入機能の内容 (2)図書館機能 ①書架スペースにおいて、児童図書スペースや読み聞かせを行うための座って集まれるスペースについて示しています。 図書館機能内の具体的な配置については基本設計で検討いたします。
	4	・図書館スペースが狭すぎること。 書架スペース、閲覧スペース、子ども読書スペース(お話ができる小部屋)、学習室と考えると、1フロアは必要である。 配置計画を見直し、図書館には1フロア充てる必要があると考える。	■	本計画で示している図書館機能の面積は152㎡であり、現状の図書館沼間分室の面積76㎡から拡大する見込みです。 配置については、他の機能との連携により、相乗効果が生まれることを目指し、基本設計で検討いたします。
	5	広場と屋外テラスをはしごなどで繋げるとのことだが、転落の危険はないか。安全性は十分であるか。	■	屋外テラスを設ける場合には、安全面に十分配慮した設計を行います。

○意見を反映し、素案を修正するもの □意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの

■意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの ▲ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの ◆今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの

意見概要	整理番号	意見内容	採否	採否の理由
整備する施設の機能について	6	施設全体にWi-Fiを完備し、会議室には貸出のスクリーンやプロジェクターがあると良い。	■	Wi-Fi等のネットワーク設備を導入することについては、本計画で示していますが、導入の範囲や、利用者への備品の貸出については今後検討を行います。
	7	p.58の配置案は図面だけではどちらが良いか判断がしづらいが、駐車スペースが変わりなければどちらでも良い。	■	詳細な配置については基本設計で検討いたします。
	8	ビオトープや水辺など適度な自然が欲しい。	■	新たに屋外広場を整備いたしますが、植栽等については基本設計で検討いたします。
	9	ワークショップや説明会の意見を取り入れ、飲食店(民間委託含む)を入れて欲しい。駅近くには飲食店が少なく、食べたら待っている人がいるからさっさと出なくてはいけない。その後、ゆっくりお茶をする場所もない。 安かろう悪かろうでは今の時代に合わないので、きちんと普通の料金設定で営業してほしい。 就労継続支援 B 型事業所の売店などもあったら良い。 みんなが立ち寄れる場所が欲しい。	■	飲食提供機能については、維持管理運営方式の検討とともに今後検討を行います。
	10	「5-3 導入機能の内容(6)防災機能」の記載内容で、そもそも完成後のこの建物はどの「指定避難所(建物)」のどれに該当することを想定しているのか。 それに伴い「災害対策本部機能」及び「防災備蓄倉庫」における設備、備品には何が必要かを検討していないと思われる。 更に、能登半島地震から、電源、水の確保に関しても検討しているのか。 また、JR東逗子駅利用者の帰宅困難乗客に対する対応(一時避難)を考慮していない。	■	新たに整備する施設については、指定緊急避難場所、風水害時の早期避難所に指定することを想定しており、必要な設備や備品については今後検討を行います。 災害対策本部機能及び防災備蓄倉庫の設備・備品、JR東逗子駅利用者の帰宅困難乗客に対する対応については逗子市地域防災計画に基づき検討いたします。
集約・複合化する公共施設について	11	公衆便所の必要性は理解するが、建物内の広場側への設置を強く望む。広場側であれば、駅からの利用やイベント時の利用がしやすいと思う。 公衆便所を敷地内に個別に設置すると、複合施設により、日が遮られ悪臭や治安の悪化の懸念もあるため、建物内でお願したい。	■	駅前公衆便所は整備する施設の建物内への設置を想定しておりますが、配置や駅からの動線、防犯対策等については基本設計で検討いたします。

○意見を反映し、素案を修正するもの □意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの

■意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの ▲ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの ◆今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの

意見概要	整理番号	意見内容	採否	採否の理由
集約・複合化する公共施設について	12	<p>子育て支援センターは集約する必要がないと考える。車で来ている人達(小坪、ハイランドなど)はすごく不便になる。 よほど市内循環バスを作ってくれた方がよい。福祉バスを供用して欲しい。</p>	■	<p>今後迎える公共施設の更新は、人口や税収が減少していく中で、既存施設の集約化・複合化による対応を基本とし、長期的な視点に立って公共施設の財政負担を軽減するとともに最適な配置を実現することが、本市の重要な課題であると考えており、車で来所される利用者用の駐車場を整備し、アクセスし易い施設を目指します。 市内循環バスについて、本市の市街地には鉄道、路線バス及びタクシーといった、民間の交通事業者が運行する移動手段があり、これらの路線を維持することが最適であると考えていることから、市が市内循環バスを運営する考えはありません。また、福祉バスは、特定の施設(高齢者センター及び逗子アリーナ)を利用される60歳以上の逗子市民の方を対象として運行しているものであり、前述の理由からも東逗子駅前をルートに入れて運行する考えはありません。</p>
	13	<p>・東逗子駅前公衆便所を複合化対象施設の機能に組み込むことについての意見</p> <p>複合化対象施設へ組み込む予定の機能が、すでに公衆便所を含めて6つの機能とされていることが、施設の利用可能面積に対してかなりオーバーしていると思われる。福祉会館、コミセン(沼間図書分室含む)、子育て支援センターと、現在 戸建て・独立した施設でそれぞれ現在の使用面積が大きい施設を複合化施設に集約することで、すべての施設機能の面積減が想定される中で、公衆便所を組むことが面積の更なる減少を招く。 よって、公衆便所機能は組み込まず、既存の公衆便所の建て替えを実施することが望ましい。</p>	▲	<p>本計画では、導入する機能ごとに必要とする規模を検討し、複合施設の延床面積を算出しています。そのため、公衆便所の集約の有無で、他の機能の規模に影響を及ぼすことはないと考えます。</p>
	14	<p>・子育て支援センターが築21年と、他の施設に対して築年数が浅い施設を、集約することの必要性は薄い。</p> <p>高齢者利用が多いとされる包括支援センター、福祉会館機能を持たせる施設に、子育て施設を合わせることで、子供の声、音などが「騒音」として高齢者からの苦情につながる事が予測される。 高齢者施設と子育て施設を同施設に集約することは、施設の使いにくさを生む。 子育て支援センター機能を持たせる必要はなく、既存の子育て支援センターを継続していくことが望ましい。</p>	▲	<p>現在の子育て支援センターは比較的新しい施設ですが、洪水浸水想定区域、高潮時浸水想定区域及び津波浸水想定区域内にあり、被災時の要配慮者利用施設であることから防災リスクへの対応が必要となります。 社会福祉協議会及び包括支援センターでは高齢者だけでなく、全ての年代を支援の対象としています。社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センターの各種相談・支援機能が集まることで、複合的な相談・支援機能が強化されると考えます。 音の問題については基本設計で検討いたします。</p>
	15	<p>地域包括支援センターを東逗子用地に設置せず、グリーンヒル、アーデンヒル、興人団地、沼間小学校区コミュニティセンター内に設置することを求める。 【理由】 (1)逗子市立地適正化計画P61で分散すべき施設としているため。 (2)グリーンヒル、イートピアは、公共性を有するバスの乗入れを開設することで地域の地価が維持されている。公共サービスを身近なところに供給することにより地価が維持されることは明らかであり、固定資産税収入を維持するためにも、グリーンヒル、アーデンヒル、興人団地、沼間小学校区コミュニティセンター内に地域包括支援センターの設置を求める。 (3) 地域包括支援センターを大規模開発団地内に設置するメリットは、以下の2点の効果があると考えます ①逗子市全域に社会の実現が図られ移住と定住が進む。 ②地価が安定し、固定資産税徴収の増加により財政が安定する。 ぜひ、市長は財政担当者と検討を行っていただきたい。</p>	▲	<p>本市は市内を日常生活圏毎に東部・中部・西部の3地区に分けて、地域の身近な福祉の総合相談窓口として3つの地域包括支援センターを開設しています。 今回、移転を予定している東部地域包括支援センターは担当地域を「桜山3・4・5丁目(35～37番、葉桜団地を除く)、沼間、池子」としており、東逗子駅前に設置することは担当地域にお住まいの方の利便性向上につながるものと考えております。 また、東部地域包括支援センターが移転し、社会福祉協議会等、他の機関と一緒にすることで、新たなつながりや取り組みが生まれ、地域共生社会に向けた新たな拠点となることを期待しています。</p>

○意見を反映し、素案を修正するもの □意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの

■意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの ▲ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの ◆今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの

意見概要	整理番号	意見内容	採否	採否の理由
集約・複合化する公共施設について	16	<p>逗子市が重層的支援体制整備事業を推進するにあたり、市が主体的に事業を「デザイン」することを求められており、実質的に逗子市社会福祉協議会が一体していくことを求められている。</p> <p>よって福祉会館は市役所と並設させるべく、東逗子用地に設置しないことを求める。</p> <p>【理由】</p> <p>(1)重層事業は庁内各部署だけでなく、さまざまな団体の出席にもとづく会議が義務づけられているため、市役所との並設によって、社会権の実現を図ることが、最適と考える。</p> <p>(2)重層的支援会議は、市は、参加が義務づけられている。また柔軟な対応が求められていることから、福祉会館が市役所に並設していなければ、会議開催すら困難である。会議は、対面による開催を前提としている。</p> <p>(3)厚労省の通達で、①一体的支援の実施 ②重層会議へ市は必ずすべて参加を求めており福祉会館を逗子市役所建物と並設しなければ重層的支援体制整備事業に立脚した社会権の実現は、困難と考える。</p>	▲	<p>ご指摘のとおり重層的支援体制整備事業については、市がグランドデザインを掲げ、社会福祉協議会、地域包括支援センターに一部業務を委託し、その他関係機関と地域の皆さんと連携・協働して実施していくものと考えます。</p> <p>現在、重層的支援体制整備事業の実施にあたり様々な会議体を組織していますが、基本的に市内全圏域を対象とした議題を討議する場合は市役所で実施しており、社会福祉協議会、各地域包括支援センターいずれも市役所へ参集しております。参集にあたっては本市面積が狭いこともあり、各機関とも特段の支障は生じていないと考えています。また必要に応じて、市役所から社会福祉協議会、各地域包括支援センターへ出向き、事業の実施に支障が生じないようにしています。</p> <p>重層的支援体制整備事業を始め多くの事業に実施にあたり、社会福祉協議会、地域包括支援センターとも地域及び関係機関との連携が非常に大切と考えています。東逗子に新しく作られる施設・空間が本市の地域共生社会実現に向けた新たな拠点となるよう取り組んでまいります。</p>
	17	<p>子育て支援センターも、興人団地、グリーンヒル、アーデンヒルから利用しに来所することは、距離があり適切でない。自宅近くないと気軽な利用にはつながらず、地域包括支援センターに組み入れ、興人団地、グリーンヒル、アーデンヒル内に設置することを求める。</p>	▲	<p>子育て支援センターと東部地域包括支援センター利用者の利便性の点から東逗子駅前に配置することが望ましいと考えます。</p>
整備する施設の管理・運営について	18	<p>地域のニーズを反映した新たな機能、スペース、共用施設に関する利用時間については、移転予定の既存施設の開館時間にこだわらず市民交流センターに準じて夜間の利用も可能としていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>基本計画(案)25ページ～27ページに記載されたコンセプト、基本方針の実現を担保するためには、柔軟な施設利用時間の設定が不可欠である。9ページ～13ページにわたり移転予定の既存施設について現行の利用時間が示されているが、地域のニーズを反映した新たな機能、スペースに関する利用時間の想定ないし検討がなされていない。</p>	■	<p>開館時間については、維持管理運営方式を含め今後検討を行います。</p>
	19	<p>地域のニーズを反映した新たな機能、スペース、共用施設に関する利用方法、管理運営のあり方について、施設利用者の意見、要望を不断に吸い上げる仕組みを作っていたいただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>基本計画(案)25ページ～27ページに記載されたコンセプト、基本方針の実現を担保するためには、利用者の目線による利用方法、管理運営が不可欠である。75ページ～77ページにわたり維持管理運営について考え方が示されている。特に、「○多様な市民の活動を支え、促すことで、市民の活動を広げていく運営」を「目指します」とされている。</p> <p>しかしながら、一方では、「(4)本施設の維持管理運営体制について 機能が連携した運営体制の構築に向けては、業務に係るすべての職員や事業者が連携する必要があります。本施設では、市職員や社会福祉協議会、民間事業者など多様な主体が維持管理運営に関わるため、全体調整や機能間の連携を図る、運営協議会の設置を検討します。」とされ、利用者、地域住民の声を吸い上げる考え方が示されておらず、「○多様な市民の活動を支え、促すことで、市民の活動を広げていく運営」を実現しようとする意思が欠如していると言わざるを得ない。</p>	■	<p>運営協議会の設置や維持管理運営体制については今後検討を行います。</p>

○意見を反映し、素案を修正するもの □意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの

■意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの ▲ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの ◆今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの

意見概要	整理番号	意見内容	採否	採否の理由
整備する施設の管理・運営について	20	「10-2 維持管理運営計画(4)本施設の維持管理運営体制について」において、運営協議会の設置を検討しようとしているが、運営委員会そのものの体制と各々の責任が明記されていない。 運営委員会で意見が一致しなかった場合の最高責任者は誰か。あるいは、意見の一致を得ることができなかったことが原因で、一部の組織が運営委員会から脱会した場合の対応をどう考えるか。	■	運営協議会の設置や維持管理運営体制については今後検討を行います。
	21	・施設管理方策について 現在、市の直営で行なっている事業を、施設集約するにあたり、維持管理を指定管理方式にすることが、市民サービスとして、サービス低下が予測される。 収益事業ではなく、福祉事業・教育事業であるため、収益が見込めない事業から、スタッフの質の低下、サービス低下につながる。 現在の市の直営方式を継続することが望ましいと考える。	■	既存施設については、沼間小学校区コミュニティセンターと図書館沼間分室が直営、子育て支援センターと東部地域包括支援センターが業務委託、福祉会館が指定管理で運営しています。 集約にあたり、施設の維持管理とコミュニティセンター機能、広場機能の運営について指定管理方式を導入することを想定しておりますが、図書館機能、子育て支援機能、福祉機能の個別に実施すべき業務については、それぞれの業務内容に応じた方式で運営することを想定しています。
周辺環境について	22	周辺道路の道幅が狭いため、車の出入りが増えることが不安である。デイスサービスの車が多く出入りしており、ゴミステーションもあるため、接触事故の危険性が懸念される。	■	安全面に配慮した動線を基本設計で検討いたします。
土地の利用について	23	【前提】 (1)東逗子ひろば(1485-5)は逗子市が、住民の寄付、勤労奉仕によって形づくられた土地を取得し、国鉄に寄付し再度、逗子市(逗子土地開発公社)が取得。 (2)逗子市は昭和26年この土地の受益者を住民として定め、寄付。逗子市は、住民を受益者としている。 (3)逗子市は、国鉄清算事業回(国鉄を包括承継)から平成10年取得(売買) 【意見】 (1)逗子市は平成10年所有権取得にあたり、国鉄清算事業団の前所有者という立場である。1485-5の土地について、直接受益者は住民であることにつき、悪意(法的な意味)がある。 それゆえ、山田市長の(昭和29年10月5日)「市当局といたしまして、それ(東逗子駅)に直接関係することは、私には出来ない」という答弁は生きており1485-5の土地を逗子市が自由に処分することは出来ない(土地の形質変更もできない)と考える。 (2)逗子市は、土地1485-5を売買により取得したが、前々所有者であり、直接受益者が住民であることにつき悪意であり、売買によって取得しても、善意になることはない。 逗子市は、現在の職員に所有権移転の経緯が、引きつがれておらず、直接受益者が住民であることにつき善意であると認識している。 (3)本来ならば国鉄清算事業団に対しては、寄付の目的を透成しなかったため、返還を求めべきところ、5億で売買で、平成10年に所有権を取得している。 昭和26年に逗子市が国鉄に寄付した書類等は紛失しているため、返還請求が出来なかっただけであり、所有権移転が売買を原因としたからといって、直接受益者が住民であることにつき逗子が善意になることはないとする。 住民が等しく利益が享受されるためにも更地で維持されるべきである。 (4)逗子市は、東逗子駅開設当時、住民との間で、「地元受益者の負担」という形で、受益者を住民として約束している。よって、地元の祭りや、朝市の活動を制限していくことはできず、当該土地(1485-5)はひろ場として住民に提供さなければならぬ。 逗子市が財政のためということ当該土地の使用につき逗子市が自己目的化を図ることは、寄付という信託的に譲渡されたものを住民から奪うものであり許されないと考える。 住民は、東逗子駅のためということ金銭を信託している。逗子市のために寄付受けしたものを逗子市が奪うことはできないと考える。	▲	ご意見のとおり、事業予定地は逗子市土地開発公社が公共施設用地として取得・所有しているものであり、この目的に沿って公共施設を集約するとともに、逗子のまちづくりに求められる複合施設を整備するものです。 公共施設は様々な目的をもって設置されるものですが、市民の皆様のため、また市のまちづくりにとって必要な施設を整備するものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○意見を反映し、素案を修正するもの □意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの

■意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの ▲ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの ◆今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの

意見概要	整理番号	意見内容	採否	採否の理由
交通について	24	<p>・池子からのアクセスがないこと。  バス路線がなく、池子から東逗子駅前用地にアクセスする手段がない。徒歩で15分～30分かけて歩いてくる人は非常に少ない。  公衆便所を組み込むことにした場合は、現在の公衆便所の場所を活用し、駅前ロータリーを拡張し、京急バスの路線延長を取り計らってもらいたい。  どんなに魅力的な施設にしても、アクセス手段がなければ、池子からのアクセスは期待できない。</p>	◆	<p>バスによる池子からJR東逗子駅までのアクセスについては、重要な行政課題ですが、直接本計画に関するものではありませんため参考意見とさせていただきます。</p>

○意見を反映し、素案を修正するもの □意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの

■意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの ▲ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの ◆今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの